



第20期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年9月29日(水曜日)
午前10時開始
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
アクロス福岡 1階
円形ホール

株式会社アイキューブドシステムズ
証券コード：4495

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬総額改定の件

目次

株主の皆さまへ	P1
第20期定時株主総会招集ご通知	P2
株主総会参考書類	P7
事業報告	P23
計算書類	P46
監査報告	P55

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会は株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第20期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方、不安で辛い日々を過ごされているすべての皆さまに心からお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されている皆さまには深く感謝申し上げます。

第20期(2021年6月期)は、上場後の初年度として、ソフトウェアサービスの開発・提供を中軸に、事業の拡大を推し進めてまいりました。業績面におきましては期初予想を上回り営業利益569百万円及び配当性向12%超を達成いたしました。これも、株主の皆さまにご理解、ご支援をいただいたおかげであり、厚く御礼申し上げます。

当社は、創業以来、企業などの法人の皆さまに向けて、生産性の向上や事業成長に貢献すべく、ICTによるソリューションを提供してまいりました。2010年より開始した現在の主力事業であるCLOMO(クロモ)事業は、企業などの組織が、モバイル端末を最大限に活用するためのソフトウェアサービスです。

今日では、世界中が新型コロナウイルス感染症の影響により、人々は生活様式の変化を迫られました。同時に企業でも、働き方や、働く環境の変革が求められることとなっています。本事業は、テレワークの導入をはじめとした、いつでもどこでも仕事ができる環境を整え、この危機を乗り越えていただくこととするものです。

生産性の向上や、働き方の変革はもちろんのこと、企業や働く人々が、真に安心して安全に、モバイルとクラウドのテクノロジーを活用できるよう支援することで、困難を乗り越え、より笑顔あふれる社会を築くために、挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO

佐々木 勉



株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神四丁目1番37号

株式会社アイキューブシステムズ

代表取締役社長 CEO 佐々木 勉

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまには、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日の株主総会会場へのご来場はお控えいただきますよう、お願い申し上げます。当日のご来場に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の方法により、2021年9月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本株主総会は株主の皆さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1 開催日時	2021年9月29日（水曜日）午前10時開始（受付開始 午前9時30分）
2 開催場所	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡 1階 円形ホール 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項 第20期（2020年7月1日から2021年6月30日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役及び監査役の報酬総額改定の件

■ なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting/>）に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時 2021年9月29日（水曜日）午前10時開始
（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合



■ 議決権行使書用紙を郵送する場合

行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後5時到着分まで
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ投函。

■ インターネットによる議決権行使の場合（パソコン又はスマートフォン）



行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後5時入力分まで
各議案に対する賛否をご入力。行使方法につきましては、4頁をお読みください。

▲ ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。
4. インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回又はパソコン、スマートフォンにて重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

▶三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

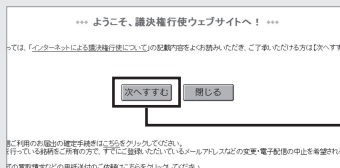
用紙のご請求等、
其他のご照会は ☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

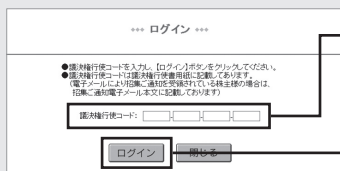
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

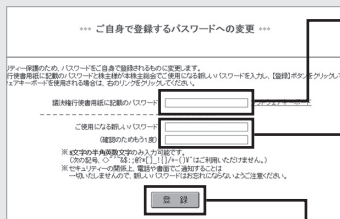
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

- ・本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- ・パソコン又はスマートフォンから、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID及びパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2021年9月29日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

当日の視聴方法

パソコン又はスマートフォンにて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト <https://4495.ksoukai.jp>



株主ID：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード：基準日（6月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。議決権行使書用紙を投函される場合は、その前にお手元に「株主番号」をお控えください。

ご視聴にあたっての注意事項

- ・インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- ・配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主様は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- ・株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ご使用のパソコン又はスマートフォンの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。

・やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信サポート専用ダイヤル
0120-782-041
(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

事前質問の受付についてのご案内

- ・株主の皆様からのご質問を本株主総会前にもインターネットを通じてお受けいたします。
- ・事前質問の受付期間は、2021年9月10日（金曜日）午前10時から2021年9月24日（金曜日）午後5時までとなります。
- ・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会にて取り上げさせていただくご質問への回答の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。
- ・事前にパソコン又はスマートフォンから、インターネットによるライブ配信の配信用ウェブサイトにアクセスしていただき、株主ID及びパスワードを入力、ログイン後「事前質問を行う」ボタンを押し、必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、必ずマスクを着用のうえご来場ください。マスクを着用されていない場合は株主総会へのご出席をお断りする場合もございますことをご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な経済成長に貢献すると共に、株主の皆さまに対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社はこれまで事業拡大及び事業の効率化に向けた投資を行うための内部留保の拡充を進めており、創業以来配当を実施しておりませんでした。しかしながら、当社の継続的な成長を実現するためには、事業成長に応じて安定的かつ継続的な利益還元を実施し、株主の皆さまに当社株式の長期保有のメリットを感じていただくことが望ましいと判断し、これまで通り事業投資を継続しつつ、株主の皆さまへの利益還元に取り組むべく、上記の通り配当方針を変更し、当事業年度より配当を開始しております。

配当方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり10円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額52,382,290円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①目的の変更（第2条）

当社の事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の追加を行うものであります。

②剰余金の配当等の決定機関の変更（第44条）

当社は、感染症の流行や経営環境の変化等が生じた場合においても、剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議でも行うことが可能となるよう、変更案のとおり現行定款第44条を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 [条文省略] [新設]</p> <p>6. 前各号に関連する経営コンサルティング業 7. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業 8. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は毎年6月30日とする。 [新設]</p> <p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第46条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 [現行どおり] 6. <u>有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理</u> 7. 前各号に関連する経営コンサルティング業 8. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業 9. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等) 第44条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 2. 当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。 3. 前2項のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(配当の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため2名増員して取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

さ さ き つとむ
佐々木 勉 (1973年8月4日生) 所有する当社の株式数 2,711,330株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 株式会社システムライフ 入社
- 2001年1月 アイキューブドシステムズ 個人創業
- 2001年9月 有限会社アイキューブドシステムズ（現当社） 設立 代表就任
- 2003年9月 当社 代表取締役社長 CEO就任
- 2020年8月 当社 代表取締役社長 CEO（内部監査室担当） 就任（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

佐々木勉氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。

今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

おお ぶち
大淵

かず まさ
一正

(1977年2月10日生)

所有する当社の株式数

48,600株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 株式会社システムライフ 入社

2002年 4月 当社 入社

2010年 7月 当社 取締役就任

2012年 6月 当社 取締役製品開発本部長就任

2015年 3月 当社 取締役COMPASSビジネス本部長部門担当役員就任

2018年 7月 当社 取締役情報システム戦略室長 CIO (情報システム戦略室担当) 就任 (現任)
(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

大淵一正氏は、当社の創業期から中核事業の戦略立案・遂行の中心となり、取締役として当社の中核事業をリードし、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

あり もり
有森まさ かず
正和

(1956年11月17日生)

所有する当社の株式数

22,100株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社
- 1980年11月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社
- 2002年6月 ゼロ株式会社（現スカイマーク株式会社）取締役（財務担当）就任
- 2004年11月 スカイマーク株式会社 執行役員経理本部 本部長就任
- 2005年6月 同社 取締役就任
- 2010年9月 同社 常務取締役就任
- 2015年1月 同社 代表取締役社長就任
- 2015年12月 エアアジア・ジャパン株式会社 副社長執行役員 兼 CFO就任
- 2018年3月 同社 特別顧問就任
- 2018年4月 当社 入社 取締役 CFO（管理本部担当 経営企画室担当）就任
- 2021年4月 当社 取締役 CFO（管理本部担当 経営企画室担当 コーポレート・コミュニケーション室担当）就任（現任）
- 2021年4月 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事就任（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

有森正和氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社取締役CFO就任以来、管理部門を中心にガバナンス領域の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

いち かわ ひとし
市川 仁 (1978年6月12日生)

所有する当社の株式数 3,600株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 入社
- 2008年1月 アップルジャパン株式会社（現Apple Japan合同会社）入社
- 2008年10月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 入社
- 2011年3月 当社 入社
- 2013年7月 当社 製品開発運用本部長就任
- 2016年7月 当社 執行役員製品開発運用本部長 兼 CTO就任
- 2018年9月 当社 取締役製品開発運用本部長 CTO（製品開発運用本部担当）就任（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

市川仁氏は、最先端のテクノロジーに対する深い見識を有しており、当社取締役CTO就任以来、製品開発領域の事業統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

はやし
林まさ かず
正寿

(1972年10月30日生)

所有する当社の株式数

3,060株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 4月 ハマダ印刷機械株式会社 入社
2000年 12月 サイボウズ株式会社 入社
2012年 7月 同社 営業副本部長 兼 パートナー営業本部長就任
2014年 11月 当社 入社 営業企画部長就任
2015年 1月 当社 営業本部長就任
2015年 7月 当社 執行役員営業本部長就任
2018年 7月 当社 執行役員営業本部長 兼 CSO就任
2018年 9月 当社 取締役営業本部長 CSO（営業本部担当）就任（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

林正寿氏は、営業領域における豊富な経験を有しており、当社取締役CSO就任以来、営業部門の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

こ だま ひろ かず
小玉 博和 (1970年10月24日生) **所有する当社の株式数** 3,060株

再任**■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1993年 4月 株式会社日本テレネット 入社
- 1994年 5月 株式会社コンピュータウェブ（現シネックスジャパン株式会社）入社
- 1997年10月 ターボリナックス株式会社（現株式会社FHTホールディングス）入社
- 2001年 4月 株式会社HDE（現HENNGE株式会社）入社
- 2003年 9月 ターボリナックス株式会社（現株式会社FHTホールディングス）入社
- 2007年 9月 株式会社メンバーズ 入社
- 2008年 3月 インプロバイズ有限会社 代表取締役社長
- 2012年 4月 当社 入社 営業本部 パートナーアライアンス営業部課長就任
- 2013年11月 当社 プロダクトマネジメント部長就任
- 2014年11月 当社 プロダクトマーケティング本部品質管理統括部長就任
- 2015年 7月 当社 マーケティング本部長就任
- 2016年 7月 当社 執行役員マーケティング本部長 兼 CQO就任
- 2018年 9月 当社 取締役カスタマーサクセス本部長 CQO（カスタマーサクセス本部担当）就任
（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

小玉博和氏は、複数の企業における豊富な経験やクラウドサービス事業に関する幅広い見識を有しており、当社取締役CQO就任以来、カスタマーサクセス部門の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

みの みや
蓑宮たけ お
武夫

(1944年1月18日生)

所有する当社の株式数

30,000株

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1962年 4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社） 入社

2001年 6月 同社 執行役員上席常務就任

ソニーイーエムシーエス株式会社（現ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社） 副社長就任

2006年 2月 有限会社みのさんファーム 設立 代表取締役就任（現任）

2007年 6月 株式会社タムラ製作所 社外取締役就任（現任）

2008年 4月 株式会社TNPパートナーズ 取締役会長就任（現任）

2011年 6月 株式会社シバソク 社外取締役就任

2012年12月 ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長就任（現任）

2015年 4月 株式会社パロマ 社外取締役就任（現任）

2015年12月 当社 取締役就任（現任）

2021年 6月 株式会社シバソク 相談役就任（現任）
（現在に至る）**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

蓑宮武夫氏は、複数の上場企業の役員を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

うち だ
内田

ゆう こ
裕子

(1968年10月29日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4月 大和証券株式会社 入社
- 2000年 1月 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役就任
- 2016年 5月 金沢機工株式会社 社外取締役就任 (現任)
- 2017年 9月 工藤建設株式会社 社外取締役就任 (現任)
- 2019年 9月 当社 取締役就任 (現任)
- 2020年10月 株式会社松本商店 社外取締役就任 (現任)
- 2021年 1月 株式会社スイングバイクリエーション 設立 代表取締役社長就任 (現任)
- 2021年 4月 株式会社良知経営 社外取締役就任 (現任)
(現在に至る)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田裕子氏は、ダイバーシティ経営に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

さと み りょう へい
里見 亮陸 (1988年1月16日生) **所有する当社の株式数** 一株

新任**■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 2010年 2月 有限責任あずさ監査法人 入所
- 2015年 1月 Ernst&Young Singapore 入社
- 2016年 7月 エアアジア・ジャパン株式会社 入社
- 2018年 3月 同社 執行役員 CFO就任
- 2020年 4月 同社 取締役 CFO就任
- 2021年 4月 当社 入社 執行役員管理本部長就任（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

里見亮陸氏は、公認会計士としての専門的見地並びに事業会社における経営企画及びCFOとしての経験、海外事業における経験等、事業戦略及びガバナンス領域における豊富な経験と見識を有しております。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として、当社の事業拡大及び経営管理体制強化への貢献を期待することができるかと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

から いけ
唐池

こう じ
恒二 (1953年4月2日生)

所有する当社の株式数

一株

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 日本国有鉄道 入社
- 1987年4月 九州旅客鉄道株式会社 入社
- 1995年3月 同社 流通事業本部外食事業部長就任
- 1996年4月 ジェイアール九州フードサービス株式会社 代表取締役社長就任
- 1997年6月 九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部経営企画部長就任
- 2000年6月 ジェイアール九州フードサービス株式会社 代表取締役社長就任
- 2003年6月 九州旅客鉄道株式会社 取締役鉄道事業本部副本部長 兼 鉄道事業本部サービス部長
兼 鉄道事業本部営業部長就任
- 2005年6月 同社 取締役鉄道事業本部副本部長 兼 鉄道事業本部サービス部長 兼 鉄道事業本部
営業部長 兼 旅行事業本部長就任
- 2006年6月 同社 常務取締役総合企画本部副本部長 兼 総合企画本部経営企画部長就任
- 2008年6月 同社 常務取締役総合企画本部副本部長就任
- 2008年6月 同社 代表取締役専務総合企画本部長就任
- 2009年6月 同社 代表取締役社長就任
- 2014年6月 同社 代表取締役会長就任 (現任)
(現在に至る)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

唐池恒二氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐々木勉氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 藪宮武夫氏、内田裕子氏及び唐池恒二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 藪宮武夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月であります。
5. 内田裕子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 藪宮武夫氏及び内田裕子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、唐池恒二氏が選任され就任した場合、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社と藪宮武夫氏及び内田裕子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任され就任した場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、唐池恒二氏が選任され就任した場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、各氏とも年間500万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。
8. 「所有する当社の株式数」については、2021年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告39頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役秋好徳政氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

こう だ 幸田	よし かず 好和	(1949年6月12日生)	所有する当社の株式数	一株	新任	社外
					独立	

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1986年1月 日本電気株式会社 入社
- 2001年4月 同社 第一製造業ソリューション事業部長就任
- 2006年4月 同社 製造・装置ソリューション事業本部長就任
- 2008年6月 九州日本電気ソフトウェア株式会社（現NECソリューションイノベータ株式会社）
代表取締役社長就任
- 2012年6月 株式会社BCC 代表取締役社長就任
- 2019年6月 同社 相談役就任
(現在に至る)

■ 社外監査役候補者とした理由

幸田好和氏は、長年に渡るIT企業の経営者として経営全般に渡る高い知見と経験を有しており、このような実績を活かし、社外常勤監査役として取締役を監視するとともに、提言・助言をいただくことも期待しております。

当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、新たに社外常勤監査役として選任をお願いするものです。

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 幸田好和氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 幸田好和氏が選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 4. 当社は幸田好和氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間500万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告39頁に記載のとおりであります。なお、候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬総額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は2020年9月24日開催の第19期定時株主総会において取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内（うち社外監査役1,500万円以内）とのご決議をいただき今日に至っております。

この度、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後、当社においても社外役員の割合を増加させていくことを見据えて社外役員に関する制限を改定し、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役1億円以内）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内といたく存じます。なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認されますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。また、従前どおり、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとします。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の経済環境は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく制限されました。日本国内においても医療従事者及び高齢者へのワクチン接種が開始されたことで、沈静化に向けて前進しつつあるものの、一部地域ではワクチン接種開始以降も緊急事態宣言が発令されており、経済回復は一進一退の先行き不透明な状況が続きました。

このような市場環境の中、当社は「ITをもっと身近に」というミッションのもと、2010年から提供を開始したモバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しており、2020年12月に公表されたMDM市場（自社ブランド）シェアにおいて、2011年度から10年連続でシェアNo.1を達成しました。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限が続く中、急激な環境変化に適応する手法としてWeb会議システムを用いたリモート営業や、デジタルマーケティングを推進しており、GIGAスクール構想による小中高等学校へのモバイル端末の導入やリモートワークでのIT資産管理に伴う需要に対しても、積極的に営業活動を行ってまいりました。

また、今後の市場シェア拡大に向けて、当社の競争力の一部である製品開発力の更なる強化のための投資を進め、製品価値の向上及び原価の低減にも取り組んでまいりました。具体的には、製品開発とサービスの運用面においては、Azure Kubernetes Service（AKS）やXamarinといった新たな技術を活用し、製品開発やサービス運用の効率化を進めてまいりました。また、Android Enterprise Recommended 2020の認定を取得するなど、引

き続きOS開発元とのパートナーシップも強化しております。人材面においては、全社的にリモートワークへ移行したことで、居住地に囚われない人材採用が可能となり、外国籍のエンジニアを積極的に採用する等、多様性の促進と優秀な人材の採用を進めております。

その結果、導入社数は3,391社（前事業年度末に比べ962社増加、39.6%増）に達しております。（なお、第1四半期報告書のとおり、当社は2020年7月より導入社数のカウント方法を変更しており、変更後の前事業年度末時点の導入社数は2,429社となっております。）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社事業及び経営成績へのマイナスの影響については、感染拡大以前に見込まれた受注の一部が延期される等限定的なものに留まっております。その後、企業を中心にテレワークの導入が進み、それに伴うセキュリティ等の環境整備も進んでおり、新しい生活様式への対応という動きに伴う需要の拡大といったプラスの影響があったことで、当事業年度の経営成績や当社が目標とする経営指標（CLOMOの導入社数の増加、ライセンス継続率）への影響は極めて軽微でありました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,029,180千円（前年同期比23.6%増）、営業利益569,603千円（前年同期比38.2%増）、経常利益559,868千円（前年同期比39.3%増）、当期純利益420,212千円（前年同期比32.1%増）となりました。

なお、当社の事業はライセンス販売事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	1,814,699千円
CLOMO SECURED APPs	売上高	200,360千円
その他	売上高	14,120千円

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は73,077千円で、その主な内容は、ソフトウェアの開発69,238千円であります。

③ 資金調達の状況

2020年7月15日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額495,144千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区分		第17期 (2018年6月期)	第18期 (2019年6月期)	第19期 (2020年6月期)	第20期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高	(千円)	1,160,320	1,399,288	1,641,309	2,029,180
経常利益	(千円)	116,055	247,415	401,960	559,868
当期純利益	(千円)	212,337	221,126	318,042	420,212
1株当たり当期純利益	(円)	41.11	36.64	63.46	80.79
総資産	(千円)	1,120,013	1,083,121	1,336,489	2,830,693
純資産	(千円)	165,350	386,476	704,518	1,681,306
1株当たり純資産額	(円)	△404.18	△365.79	140.58	320.92

(注) 当社は、2019年12月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 売上の拡大について

当社が属するEMM (MDM) の市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加により成長を遂げており、当社も導入社数・ライセンス数の増加により、収益基盤が拡大しております。一方で海外からの参入も含め、国内市場においては競合他社も増えてきています。これまでは、国内の大企業が主な取引先でしたが、今後は中小企業や公共法人・自治体・学校や、これまでとは違った業種・業態への展開により国内シェアを拡大し収益を確保するとともに、海外も視野に入れた積極的な事業展開を実施してまいります。

一方で、当社の技術開発力をベースにした高機能化・周辺機能の追加・複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減

少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実（顧客定着・リピートオーダー・解約率の減少）、新規事業の展開が重要な経営課題と認識しております。

また、B to Bのクラウドを利用したSaaS事業でもあるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社は新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社に大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負荷無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

② 組織人員体制（開発体制）

エンドユーザーの増加、特に大企業の増加に比例して、その要望や品質に対する要求レベルは年々高くなっており、質・量ともに開発体制を改善していくことは、エンドユーザーのニーズに応えていく上で必要不可欠な課題と考えております。近年のITエンジニアの採用環境については、売り手市場が継続しており厳しい状況となっております。この様な状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、国内外の企業やコミュニティがWeb上で開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

③ 研究開発

毎期、事業の発展充実のため、積極的に研究開発活動に取り組んでおり、ライセンス数やアップセル・クロスセルの増加、解約率の低減のためにエンドユーザーのニーズを具現化することを進めております。自社の業務プロセス改善や業務の迅速化・効率化を目的とした研究開発も進めており、自社利用でノウハウを蓄積し、新サービス提供へ繋げる想定です。さらに、テスト自動化、スケーラビリティの確保やアプリケーション動作の高速化を目的としたアーキテクチャ刷新のための基盤技術の調査などを研究開発の対象としております。

④ 品質保証体制の強化

当社のエンドユーザーに提供するサービスを構成するソフトウェアについては、様々な施策を実施してきた結果、エンドユーザー満足度の向上によるユーザーの定着が進んでおります。この取り組みは常に改善し、継続していかなければならないため、そのための仕組みづくりが課題と認識しております。この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しております。品質改善に対するプレを少なくするため、ソフトウェアエンジニアへの研修などにより定期的な知識共有を進めます。検証体制においては、可能な限り製品検証体制の自動化を進め、人が実施すべき重要な部分については、特に改善活動を行う時間を確保するとともに、品質の精度を高めめます。また、検証時間の短縮により、リリースサイクルが短縮されることにもなります。当社はサービス品質向上のため、様々な改善活動に積極的に取り組むことを考えております。

⑤ カスタマーサポート体制構築

当社では、これまでの問題解決型の「カスタマーサポート」から一歩進めて、当社のサービスを通してエンドユーザーが実現したい目的や効果を実現する「カスタマーサクセス」を達成するための活動に注力しております。これは、エンドユーザーとの定期的な面談を通して製品利用状況を精緻に把握し、適切な利用法を提案することでエンドユーザーによるモバイル端末導入の効果を高めてもらう新しい取り組みです。エンドユーザーの成功に寄り添うことで、製品に対する心理的なロイヤルティが向上し、製品の継続利用やライセンスの追加、関連製品の購入などに繋がります。

既存のエンドユーザーの解約を防止するとともに、ARPU（Average Revenue per User：1ユーザー当たり平均売上金額）を増加することで、LTV（Life Time Value：顧客生涯価値）をさらに向上すべく、本活動を強化してまいります。

⑥ 従業員の意欲、能力の向上

当社は、従業員の目標設定、評価方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なIT技術の進歩やグローバル化にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人材を育成していく体制を整えることも急務であると考えております。引き続きそれらを見据え、勉強会や研修の充実などにより従業員一人一人の上昇志向と能力の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、モバイル端末（iPad等のタブレットや、iPhone、Android等のスマートフォン）、パソコンなどを導入している法人向けに、これらモバイル端末等を管理するマネジメントサービス（管理、運用サービス）を、クラウドを介し、SaaS（Software as a Serviceの略称。ユーザー側のコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス）として提供しております。

当社の事業内容をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスとSECURED APPsサービスの2つとなります。詳細は次のとおりであります。

① CLOMOサービス

当社の「CLOMO」のサービスは、iOS向けMDMサービスとして開始された後、現在では「EMM」として、高度な管理機能を幅広くモバイル端末等に提供しております。具体的には、企業・学校法人等において使用する多数のiPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォンなどに対し、「状態の監視機能（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」「利用ルールの適用機能（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」「情報漏洩対策機能（盗難・紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等の各機能を、当該法人が担当部署にて一元管理し運用するサービスを提供します。

当社が提供する機能のひとつに、「働き方改革」を支援するワーク・スマートという機能があります。これは、法人の管理者が設定した勤務時間内のみモバイル端末の使用を許可し、勤務時間外は使用を制限することで、法人の「働き方改革」を支援できる特徴があります。

導入後の最終ユーザーのモバイル管理・活用を積極的に支援するサポート体制も評価頂き、大規模運用ユーザーも含め、業種業態に関わらず採用されています。

「CLOMO」はApple Inc.の「Volume Purchase Program」や「Device Enrollment Program」に対応するなどiOSデバイスの管理、活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、「Android Enterprise Recommended」の取得、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社との協業（重要投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けています。）など、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	<p>多種多様な大量のモバイル端末（iPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォン）を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「状態の監視」「利用ルールの適用」「情報漏洩対策」を、モバイル端末・アプリケーション・情報コンテンツ、それぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。</p> <p>CLOMO MDMは、iOS・Android・macOS・WindowsのOSで動く端末に対応しております。</p>
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	<p>企業専用の様々なOS・様々なモバイル端末の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。</p> <p>CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」など、企業の管理者が社員などの利用者に対して業務利用アプリ（例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を提供し効果的に管理するサービスです。</p>
3. CLOMO オプション	<p>モバイル端末の活用における様々な脅威を排除し、企業が求める高いセキュリティ要件にも応えてきた実績を持つハイエンドセキュリティオプションサービスです。大手情報セキュリティ会社との協業から生まれた、モバイルセキュリティを「CLOMOのオプション機能」として提供しています。</p> <p>また、2021年2月よりサービスインした「CLOMO Launcher」は、操作性アップにより効率化と利便性の向上を実現するものであり、利用者の負担軽減に繋がるオプション機能となります。</p> <p>主な製品は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（電子証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（不正持ち出し対策） ・CLOMO MDM アンチウイルスオプション（ウイルス対策） ・CLOMO Launcher（ホーム画面カスタマイズ）

② SECURED APPsサービス

「CLOMO SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手を両立させることで、モバイル端末の「活用」を支援する企業向けのモバイルアプリケーションです。

企業は、昨今の「働き方改革」において大きな課題の一つとなっている「テレワーク」への対応が求められています。また、いわゆる「シャドーIT」と呼ばれる、私物のモバイル端末の

使用を許可していない状況で従業員が使用するケースが増加し、企業が十分に業務管理できない状態が問題となっております。

それらの問題を解決するため、テレワークにおけるセキュリティ管理を目的として「CLOMO SECURED APPs」を提供しております。

「CLOMO SECURED APPs」はビジネスで利用する、ブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しております。「CLOMO SECURED APPs」は、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティに関する要件などを満たしたうえで、個人向けアプリケーションと近い使い勝手を両立させたサービスです。個人向けに提供されているアプリケーションに比べ、法人向けに提供されるアプリケーションは、主にセキュリティに関する特殊な要求があることから、一般的に使い勝手が個人向けのアプリケーションに対して劣ることが少なくなく、使い方の教育コストが必要であったり、使用者の生産性を下げる要因になっていますが、「CLOMO SECURED APPs」は、法人が求めるセキュリティ要件を満たしながら、使い勝手を両立させることができます。

製品・サービス名	概要
4. SECURED APPs	ビジネスで利用する、ブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応し、MDMとのセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しているアプリケーションです。

(6) 主要な営業所 (2021年6月30日現在)

本社 : 福岡本社 (福岡県福岡市中央区)
営業所 : 東京オフィス (東京都港区)
大阪オフィス (大阪府大阪市北区)

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

使用人数 85名 (5名)

平均年齢 37.4歳

平均勤続年数 4.6年

事業所ごとの使用人の状況は以下のとおりです。

事業所	使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)
福岡本社	68 (5)	36.6	4.6
東京オフィス	15 (—)	40.6	5.0
大阪オフィス	2 (—)	40.0	2.8
合計	85 (5)	37.4	4.6

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

2 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 5,238,350株 (自己株式121株を含む)
- (3) 株主数 1,795名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
佐々木 勉	2,711	51.76
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	493	9.41
畑中 洋亮	403	7.70
野村証券株式会社	245	4.69
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	136	2.60
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	125	2.39
平 強	88	1.67
株式会社SBIネオトレード証券	75	1.44
大野 尚	60	1.14
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60	1.14

(注) 持株比率は自己株式 (121株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	6,000	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2020年7月14日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。
- ②2020年8月12日を払込期日とするオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連した第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は22,500株増加しております。
- ③新株予約権の行使により発行済株式の総数が48,500株増加しております。
- ④2020年11月12日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は6,000株増加しております。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2014年6月26日	
新株予約権の数		130個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,300株(注)1	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個あたり2,500円 (1株あたり250円)(注)1	
権利行使期間		2016年6月27日～2024年6月26日	
行使の条件		(注)2	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	130個 1,300株 1名
	社外取締役		—
	監査役		—

第3回新株予約権			
発行決議日	2017年11月14日		
新株予約権の数	2,130個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式21,300株 (注) 1		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり2,500円 (1株あたり250円) (注) 1		
権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,130個 21,300株 3名
	社外取締役		—
	監査役		—

第7回新株予約権			
発行決議日	2019年9月27日		
新株予約権の数	1,460個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式14,600株 (注) 1		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり7,000円 (1株あたり700円) (注) 1		
権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,460個 14,600株 5名
	社外取締役		—
	監査役		—

- (注) 1. 2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

【第1回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（6月27日から翌6月26日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑤ 新株予約権の譲渡、買入れその他の処分は認められない。
- ⑥ その他の条件は、当社株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

【第3回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（11月1日から翌10月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

【第7回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
3. その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中において当社使用人に対して交付された新株予約権の状況

		第8回新株予約権
発行決議日	2021年5月12日 取締役会決議 (第8回新株予約権)	
新株予約権の数※	3,320個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,320株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり4,665円 (1株あたり4,665円)	
権利行使期間※	2023年6月10日～2031年6月9日	
新株予約権の行使の条件	(注) 1	
使用人への交付状況	新株予約権の数	3,320個
	目的となる株式数	3,320株
	交付対象者数	22名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2022年6月期から2030年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 勉	CEO 内部監査室担当
取締役	大淵 一正	情報システム戦略室長、CIO 情報システム戦略室担当
取締役	有森 正和	CFO 管理本部担当 経営企画室担当
取締役	市川 仁	コーポレート・コミュニケーション室担当 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事
取締役	林 正寿	製品開発運用本部長、CTO 製品開発運用本部担当
取締役	林 正寿	営業本部長、CSO 営業本部担当
取締役	小玉 博和	カスタマーサクセス本部長、CQO カスタマーサクセス本部担当
取締役	蓑宮 武夫	有限会社みのさんファーム 代表取締役 株式会社タムラ製作所 社外取締役 株式会社TNPパートナーズ 取締役会長 ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長 株式会社パロマ 社外取締役 株式会社シバソフ 相談役 (注) 1、4、5
取締役	内田 裕子	金沢機工株式会社 社外取締役 工藤建設株式会社 社外取締役 株式会社松本商店 社外取締役 株式会社スインクパイクリエーション 代表取締役社長 株式会社良知経営 社外取締役 (注) 1、4、5
常勤監査役	秋好 徳政	
監査役	永津 洋之	永津公認会計士事務所 所長 株式会社DL 取締役 株式会社イボキン 取締役 株式会社國徳工業 監査役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員 (注) 2、3、4、5 ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社 代表取締役社長
監査役	大野 尚	福岡大学経済学部 非常勤講師 株式会社ひみかな 取締役 事業構想大学院大学 特任教授 FUTAEDA株式会社 取締役 リーフラス株式会社 社外監査役 (注) 2、4、5

- (注) 1. 取締役蓑宮武夫氏及び内田裕子氏は、社外取締役です。
 2. 監査役永津洋之氏及び大野尚氏は、社外監査役です。
 3. 監査役永津洋之氏は、公認会計士として、財務経理及び会計に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。
 5. 当社は、取締役蓑宮武夫氏及び内田裕子氏、監査役永津洋之氏及び大野尚氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の全役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

- c) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2020年9月24日開催の定時株主総会で決議され、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

- d) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。但し、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

- e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役社長佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。但し、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

- f) 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して、2021年2月25日開催の当社取締役会にて決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会及び監査役の協議により、決定しております。2020年9月24日開催の定時株主総会にて取締役の報酬額は、年額3億円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内（うち社外監査役1,500万円以内）と決議されております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	184,674千円 (6,300千円)	148,500千円 (6,300千円)	36,174千円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,400千円 (6,600千円)	14,400千円 (6,600千円)	— (—)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	199,074千円 (12,900千円)	162,900千円 (12,900千円)	36,174千円 (—)

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 蓑宮 武夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席し、各部門からの報告事項等に対して同氏の経験を活かした人的ネットワークから得られる見識に基づく助言を期待される中、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
取締役 内田 裕子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を期待される中、ダイバーシティに関して最先端の見識より適宜助言を行いました。
監査役 永津 洋之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、また、監査役会13回のうち13回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、会計の専門家としての知識や経験に基づいた助言を期待される中、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
監査役 大野 尚	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、また、監査役会13回のうち13回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、経営者としての知識や経験に基づいた助言を期待される中、経営の監視・監督の役割を適切に行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,105千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,105千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 企業の社会的責任を果たすため、MissionやVisionを社内外に対して示したうえで、役員はこれを遵守します。
- b) 取締役会規程をはじめとする社内諸規定を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。
- c) 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めたとうえで、適切に保存・管理します。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行います。
- b) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。
- b) 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

- b) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。
- c) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保します。
- b) 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- a) 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査役は出席します。
- b) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いは行いません。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換などの実施や、内部監査人と監査役との緊密な関係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行います。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
- ① 取締役の職務の執行に関して
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款、及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査役会規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を14回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、役職員はリスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理状況を4回報告し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査人による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不当な扱いを受けないようにしており、監査役による監査も行っております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査役の職務の執行に関して

監査役監査の実効性を高めるため役職員の監査役監査に対する理解を深めるように努め、内部監査人や会計監査人と連携し、適正な監査業務を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な経済成長に貢献すると共に、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

計算書類

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,560,611
現金及び預金	2,306,485
売掛金	196,899
前払費用	55,881
その他	1,343
固定資産	270,081
有形固定資産	36,888
建物	29,111
工具、器具及び備品	7,777
無形固定資産	85,758
ソフトウェア	23,168
ソフトウェア仮勘定	62,590
投資その他の資産	147,434
長期前払費用	843
繰延税金資産	110,357
その他	36,232
資産合計	2,830,693

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,049,330
買掛金	31,950
未払金	134,995
未払費用	48,616
未払法人税等	234,644
預り金	2,777
前受収益	547,718
賞与引当金	48,506
その他	120
固定負債	100,056
長期前受収益	100,056
負債合計	1,149,386
純資産の部	
株主資本	1,681,077
資本金	378,504
資本剰余金	278,504
資本準備金	278,504
利益剰余金	1,024,730
その他利益剰余金	1,024,730
繰越利益剰余金	1,024,730
自己株式	△661
新株予約権	228
純資産合計	1,681,306
負債・純資産合計	2,830,693

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

売上高		2,029,180
売上原価		446,385
	売上総利益	1,582,794
販売費及び一般管理費		1,013,191
	営業利益	569,603
営業外収益		
受取利息	80	
雑収入	842	922
営業外費用		
上場関連費用	10,469	
為替差損	136	
雑損失	51	10,657
	経常利益	559,868
	税引前当期純利益	559,868
	法人税、住民税及び事業税	227,373
	法人税等調整額	△87,717
	当期純利益	420,212

株主資本等変動計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他	利益剰余金 合計				
				利益剰余金 繰越 利益剰余金					
当期首残高	100,000	-	-	604,518	604,518	-	704,518	-	704,518
当期変動額									
新株の発行	272,442	272,442	272,442				544,884		544,884
新株の発行 (新 株予約権の行使)	6,062	6,062	6,062				12,125		12,125
当期純利益				420,212	420,212		420,212		420,212
自己株式の取得						△661	△661		△661
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)								228	228
当期変動額合計	278,504	278,504	278,504	420,212	420,212	△661	976,559	228	976,787
当期末残高	378,504	278,504	278,504	1,024,730	1,024,730	△661	1,681,077	228	1,681,306

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 110,357千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,132千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

単位：株

株式の種類	当期首株式数	当期増加	当期減少	当期末株式数
普通株式	5,011,350	227,000	－	5,238,350
合計	5,011,350	227,000	－	5,238,350

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りです。

第三者割当増資による新株の発行による増加 172,500株

譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行による増加 6,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 48,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

121株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	52,382	利益剰余金	10	2021年6月30日	2021年9月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式

53,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達は新株発行及び銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであります。また、一部の外貨建債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先等の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、各部署からの報告に基づき担当部署が適宜に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：千円

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,306,485	2,306,485	—
(2) 売掛金	196,899	196,899	—
資産計	2,503,385	2,503,385	—
(1) 買掛金	31,950	31,950	—
(2) 未払金	134,995	134,995	—
負債計	166,946	166,946	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 14,775千円

減価償却費 59,094千円

未払事業税 11,348千円

株式報酬費用 11,018千円

その他 19,931千円

繰延税金資産小計 116,169千円

評価性引当額 △5,811千円

繰延税金資産合計 110,357千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社・氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (単位：円)
主要株主 及び役員	佐々木 勉	-	-	当社 代表取締役 社長	被所有 (51.76%)	金銭報酬債 権の現物出 資	金銭報酬債 権の現物出 資（注）	14,922	-	-
役員	有森 正和	-	-	当社取締役	被所有 (0.42%)	金銭報酬債 権の現物出 資	金銭報酬債 権の現物出 資（注）	14,922	-	-

（注）譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資です。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 320円92銭
- （2）1株当たり当期純利益 80円79銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渋田 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2020年7月1日から2021年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画、職務の分担等に従い、インターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月24日

株式会社アイキューブドシステムズ 監査役会

常勤監査役 秋 好 徳 政 ㊟

社外監査役 永 津 洋 之 ㊟

社外監査役 大 野 尚 ㊟

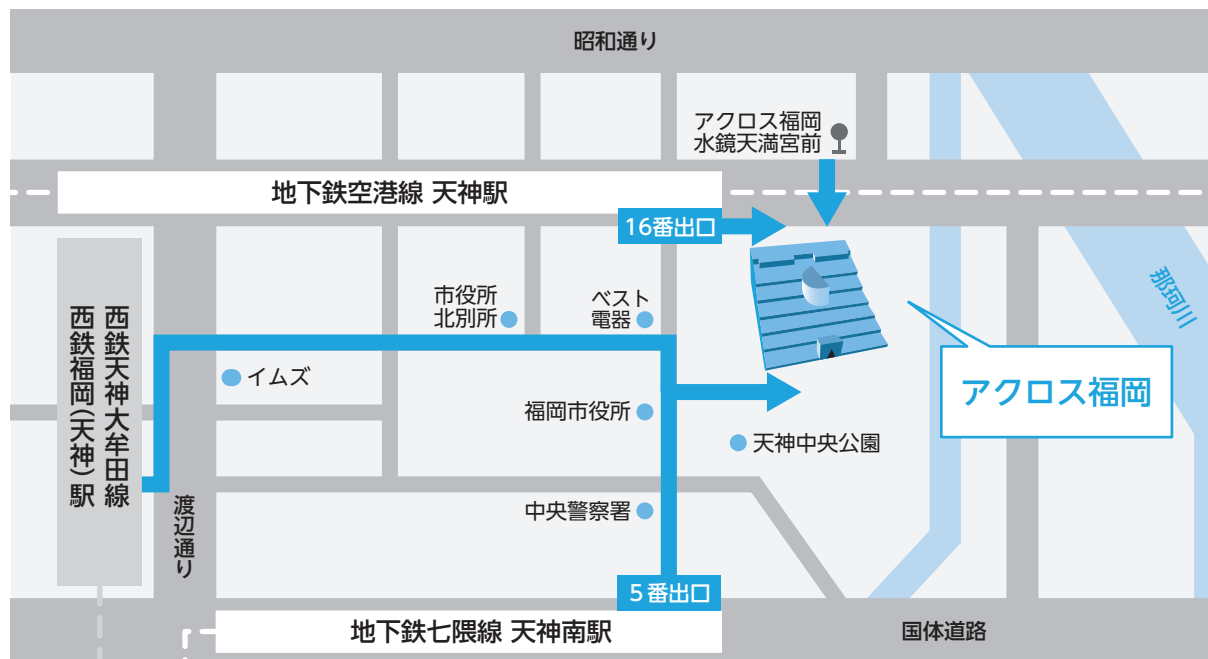
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号

アクロス福岡 1階 円形ホール TEL 092-725-9111 (代表)



交通手段

西鉄バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」バス停から徒歩約0分

地下鉄空港線「天神駅」(16番出口 直結) から徒歩約3分

地下鉄七隈線「天神南駅」 5番出口 から徒歩約3分

西鉄天神大牟田線「西鉄福岡(天神)駅」から徒歩約5分

